第十三条の六の四		
現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機による	現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機の	現金自動支払機等（第十七条第二項第二号に規定する現金自動支払機等をいう。以下この条において同じ。）による
第十三条の八第一項第四号及び第二項第四号	指定	指定又は銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
第十三条の八第三項第二号及び第三号ロ	掲げる指定	掲げる指定又は銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
第十四条の二第一項第一号ホ	ホ　信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額	ホ　地方公共団体により貸付金に係る損失が補償されることとなつている場合における当該貸付金に係る補償の額 ヘ　国又は地方公共団体から支出された資金を基金の全部又は一部とした債務の保証をすることを目的とする法人が、債務の保証をした貸出金であつて、債務を行う法人につき当該保証に保険又は再保証の付されているもののうち、当該保険金額又は当該再保証額
第十四条の二第一項第四号	四　前条第四項第八号に掲げる社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額（株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額に限る。）	四　前条第四項第八号に掲げる社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額（株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額に限る。） 四の二　前条第四項第一号に掲げるもののうち農林中央金庫への預け金の額 四の三　農林中央金庫法第六十五条に規定する募集農林債の額
第十四条の三第二項第一号	預金保険法第六十一条第一項若しくは第百二十六条の二十九第一項	貯金保険法第六十三条第一項
	同法第六十二条第一項若しくは第百二十六条の三十	貯金保険法第六十四条第一項
	同法第五十九条第二項	貯金保険法第六十一条第一項
	合併等又は同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等	申込みに係る合併等、貯金保険法第六十二条第一項に規定する申込みに係る合併等若しくは信用事業再建措置又は貯金保険法第六十二条の二第一項に規定する申込みに係る合併等

第十四条の十一の二十七第一項第三号及び第十四条の十一の二十八第一項第三号	預金保険法第五十三条	貯金保険法第五十五条
第十七条の二第十一項	百分の五を	百分の十を
第十七条の三第一項第十一号	貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）	貸付け
第十七条の三第二項第三十四号	三十四　保険契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎを行う業務又は保険契約に関し相談に応ずる業務	三十四　保険契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎを行う業務又は保険契約に関し相談に応ずる業務
第十七条の四の二第一号	第十八号の五まで	第十八号の五まで及び第三十四号の二
	金融庁長官	農林水産大臣及び金融庁長官等
第十七条の五第一項及び第二項並びに第十七条の七第一項及び第二項	若しくは長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）	又は特定農業協同組合等（再編強化法第二条第四項第一号に規定する特定農業協同組合等をいう。第二十三条第六号において同じ。）
第十七条の七の二第三項第一号	百分の五	百分の十
第十九条の二第一項第三号イ	直近の中間事業年度又は	直近の
第十九条の二第一項第三号ロ	直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の	直近の
第十九条の二第一項第三号ロ(3)	中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは	当期純利益又は
第十九条の二第一項第三号ハ及び第五号	直近の二中間事業年度又は	直近の